

令和 7 年度 第 7 回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和 7 年度第 7 回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和 7 年 10 月 29 日 (水) 14:00~14:40	場 所	わくわくセンター 2 階農業研修室
出席委員	1 山田 隆見 2 下河内 昭博 3 川尻 一行 4 村上 浩司 5 清水 正子 6 室元 文雄 7 中福 留美 8 田中 正彦 9 小原 正清		
欠席委員	無し		
出席者 総 数	出席委員 9 名		
事務局 職員	事務局長 角田 周平 書記 永村 由美 書記 小山内 紘介 書記 中田 達也		
傍聴者	無し		
議事録 署名委員	5 番 清水 正子 6 番 室元 文雄		
提出議題	議事 諸報告 議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 28 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 30 号 非農地証明の申請について 協議事項		

1 開会

事務局長

定刻になりましたので、只今から令和7年度第7回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日は令和7年度の第7回目の総会となります。

本日の総会出席者数は9名中欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えておりますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますことをお知らせします。

それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議長

秋になり、一気に気温が冷え込んできました。皆さんも体調に気を付けていただければと思います。

事務局長

ありがとうございました。これから議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。小原会長よろしくお願ひいたします。

2 議事録署名者の指名について

議長

それでは、日程第2の議事録署名者の指名でございますが、本日の議事録署名者につきましては5番の清水委員と6番の室元委員を指名させていただきます。なお書記に角田事務局長、永村、中田、小山内の4名の書記を指名します。

3 諸報告

議長

日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

永村書記

本日審議する事案について説明します。

1つ目は、農地法第3条の許可申請について。

2つ目は、農地法第4条の許可申請について。

3つ目は、農地法第5条の許可申請について。

4つ目は、非農地証明の申請について。

以上です。

議長

日程第4の議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

永村書記

議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があつたので、農業委員会の議決を求める。

令和7年10月29日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、譲受人、A、住所、江田島市沖美町、職業、無職。

譲渡人、亡 B 遺言執行者 A、住所、江田島市沖美町、職業、無職。
所在地、沖美町●●字○○_番、面積は258 m²。

申請理由は所有権移転で、譲受人は「遺贈は遺言者の意思表示のみで成立するため、遺言執行者の単独による許可申請となる。」

譲渡人は「当該地の所有者である亡Bの公正証書遺言執行に伴うものであり、相続人はいないため遺言執行者からの申請とする。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。
以上のことから、この申請は適正であると思います。

御審議をお願いします。

議長 1番の案件につきまして、関係農業委員の清水委員は説明をお願いします。

清水委員 事務局の説明のとおり間違ひありません。よろしくお願いします。

議長 御意見、御質問はございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記 番号2、譲受人、C、住所、広島市南区旭、職業、無職。

譲渡人、D、住所、東京都世田谷新町、職業、システムエンジニア。

所在地、能美町●●字○○_番_、面積は318 m²。

申請理由は所有権移転で、譲受人は「当該農地の隣接地に実家があり、定期的に帰省しており耕作できる農地を探していた。今回、譲渡人と合意が得られたため有償で譲り受ける。所有権移転後は、自家消費用の豆・イモ類を栽培予定。」

譲渡人は「相続により当該農地を取得したが、遠方に居住しており農地の適正な管理が難しいため、有償で譲り渡す。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。
以上のことから、この申請は適正であると思います。

御審議をお願いします。

議長	2番の案件につきまして、関係農業委員の室元委員の意見を伺いたいと思います。
室元委員	雑草は伸びていますが、管理されるのなら問題ないと思います。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。
永村書記	番号3、譲受人、E、住所、江田島市沖美町、職業、無職。 譲渡人、F、住所、広島市南区霞、職業、無職。 所在地、沖美町●●字○○番○、面積は61m ² 。 申請理由は所有権移転で、譲受人は「当該農地の隣地に居住しており耕作しやすいため有償で譲り受ける。所有権移転後は、自家消費用のブルーベリーを栽培する。」 譲渡人は「相続した実家の管理が困難になり、当該農地及び宅地の譲渡について合意が得られたため有償で譲り渡す。」 農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。 以上のことから、この申請は適正であると思います。 御審議をお願いします。
議長	3番の案件につきまして、関係農業委員の清水委員は説明をお願いします。
清水委員	現在も綺麗に管理されていて、ブルーベリーの苗を栽培していらっしゃいます。問題ないと思います。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。

議長	全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。
永村書記	番号4、譲受人、G、住所、山県郡北広島町阿坂、職業、会社役員。 譲渡人、H、住所、広島市安佐南区西原、職業、会社員。 所在地、沖美町●●字○○番○、面積は496m ² 。 申請理由は所有権移転で、譲受人は「当該農地と宅地、家を併せて購入し、耕作予定である。しばらくは、現住所から通作予定ではあるが、近い将来江田島市に転入予定である。所有権移転後は、自家消費用の豆イモ類を栽培する。」 譲渡人は「平成13年に相続により当該農地を取得したが、遠方に居住しており適正な管理ができないため有償で譲り渡す。」 農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。 御審議をお願いします。
議長	4番の案件につきまして、関係農業委員の清水委員は説明をお願いします。
清水委員	事務局の説明のとおり間違ひありません。よろしくお願いします。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。
永村書記	番号5、譲受人、I、住所、廿日市市阿品台、職業、無職。 譲渡人、J、住所、広島市南区南大河町、職業、無職。 所在地、沖美町●●字○○番○ 外1筆、合計面積は952m ² 。 申請理由は所有権移転で、譲受人は「以前から当該農地の近隣で柑橘栽培を行っており、規模拡大を計画していた。親族である譲渡人と合意が得られたため、無償で譲り受ける。所有権移転後は、出荷用のサツマイモ、柑橘類を栽培する。」 譲渡人は「相続により当該農地を取得したが、高齢となり適正な管理ができないため親族に無償で譲り渡す。」 農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。 御審議をお願いします。

議長	5番の案件につきまして、関係農業委員の下河内委員の意見を伺いたいと思います。
下河内委員	事務局の説明のとおり間違ひありません。よろしくお願ひします。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。
永村書記	番号6、譲受人、K、住所、江田島市大柿町、職業、パート。 譲渡人、L、住所、広島市安芸区矢野南、職業、会社員。 所在地、大柿町●●字○○番○、面積は295m ² 。 申請理由は所有権移転で、譲受人は「江田島市内で居宅を探していたところ、申請地の隣地にある居宅を購入することとした。当該農地も併せて購入して欲しいとの希望に応じて有償で譲り受ける。所有権移転後は、自家消費用の野菜類を栽培する。」 譲渡人は「相続により当該農地を取得したが、遠方に居住しており適正な管理ができないため宅地建物を併せて有償で譲り渡す。」 農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。 以上のことから、この申請は適正であると思います。 御審議をお願いします。
議長	6番の案件につきまして、関係農業委員の村上委員の意見を伺いたいと思います。
村上委員	事務局の説明のとおり間違ひありません。よろしくお願ひします。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。

議長	全会一致で許可といたします。 以上で 3 条の審議を終わりまして、議案第 28 号、農地法第 4 条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。
永村書記	議案第 28 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。 農地法第 4 条の規定により、次のとおり許可申請があつたので、農業委員会の議決を求める。 令和 7 年 10 月 29 日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。
	番号 1、申請人氏名、M、住所、江田島市能美町。 所在地、能美町●●字○○番、面積は 841 m ² 。 登記簿地目、田、現況、宅地。 申請理由は「平成 28 年頃自宅兼作業場として田に住宅を建築した。農地法の転用許可が必要であることを認識しないまま利用していた。この度、地目を現況に正すため始末書を添えて申請する。」 以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。
議長	この 1 番の案件につきましては、関係農業委員の田中委員に意見を伺いたいと思います。
田中委員	事務局の説明のとおり間違ひありません。よろしくお願ひします。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。この 1 番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可といたします。事務局は次をお願いします。
永村書記	番号 2、申請人氏名、N、住所、江田島市能美町。 所在地、能美町●●字○○番、面積は 687 m ² 。 登記簿地目、畠、現況、宅地。 申請理由は「平成 13 年に当該農地を相続により取得したが、前所有者が農地法の許可を取得しないまま会社用事務所兼作業場として転用していた。この度、地目を現況に正すため始末書を添えて申請する。」 以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。

議長	この 2 番の案件につきましては、関係農業委員の室元委員に意見を伺いたいと思います。
室元委員	事務局の説明のとおり間違ひありません。よろしくお願ひします。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。この 2 番の案件について、許可することに賛成の方は举手をお願いします。
委員	全員举手。
議長	全会一致で許可といたします。事務局は次をお願いします。
永村書記	番号 3、申請人氏名、P、住所、東広島市高屋町。 所在地、能美町●●字○○番、面積は 102 m ² 。 登記簿地目、畠、現況、宅地。 申請理由は「平成 27 年に当該農地を相続により取得したが、前所有者が年月日不詳時期に農地法の許可を取得しないまま住宅を建築し転用した。この度、地目を現況に正すため始末書を添えて申請する。」 以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。
議長	この 3 番の案件につきましては、関係農業委員の室元委員に意見を伺いたいと思います。
室元委員	事務局の説明のとおり間違ひありません。よろしくお願ひします。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。この 3 番の案件について、許可することに賛成の方は举手をお願いします。
委員	全員举手。
議長	全会一致で許可といたします。事務局は次をお願いします。
永村書記	番号 4、申請人氏名、Q、住所、広島市中区舟入南。 所在地、能美町●●字○○番、面積は 235 m ² 。

	登記簿地目、畠、現況、宅地。
	申請理由は「令和2年に当該農地を相続したが、前所有者が昭和40年頃に農地に家を増築していた。この度、売却するに当たり、地目を現況に正すため始末書を添えて申請する。」
	本案件は農地の一部に畠がありますが、県に確認したところ、面積が小さいため、家庭菜園ということで問題ないとのことです。
	以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。
議長	この4番の案件につきましては、関係農業委員の田中委員に意見を伺いたいと思います。
田中委員	事務局の説明のとおり間違ひありません。よろしくお願いします。
議長	面積が小さいため、問題ないとのことですが、基準はあるのでしょうか。
永村書記	県には農地の面積が235m ² であり、畠は半分よりも小さい面積であると説明し、問題ないと回答を得ています。
議長	当該農地の過半を宅地が占めていれば問題ないということですか。
永村書記	はい。具体的な面積基準はありません。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。この4番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可といたします。事務局は次をお願いします。
永村書記	番号5、申請人氏名、R、住所、広島市安芸区矢野南。 所在地、大柿町●●字○○番○外1筆、合計面積は29.71m ² 。 登記簿地目、田、現況、宅地。
	申請理由は「令和5年に当該農地を相続したが、平成7年に前所有者が農地法の許可を取得しないまま住宅を建築し転用した。この度、地目を現況に正すため始末書を添えて申請する。」
	以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。
議長	この5番の案件につきましては、関係農業委員の村上委員に意見を伺いたいと思います。

村上委員	事務局の説明のとおり間違ひありません。よろしくお願ひします。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。この5番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可といたします。以上で4条の審議を終わりまして、議案第29号、農地法第5条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。
永村書記	議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請について。 農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があつたので、農業委員会の議決を求める。 令和7年10月29日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。
	番号1、譲受人、株式会社 T 代表取締役 U、住所、大阪市中央区道修町。 譲渡人、V、住所、広島市中区上幟町。 所在地、能美町●●字○○番_、面積、778 m ² 。 申請理由は所有権移転で、譲受人は「再生可能エネルギーである太陽光の発電設備を設置して、土地の有効利用を図るため有償で譲り受ける。」 譲渡人は「当該農地は長年耕作をしておらず、将来の維持管理について心配していたところ譲受人からの申出により有効な利用方法の提案があり合意に至ったため申請する。」 御審議をお願いします。
議長	この案件につきましては、関係委員である田中委員の意見を伺いたいと思います。
田中委員	事務局の説明のとおり間違ひありません。よろしくお願ひします。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。この1番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。
永村書記	<p>番号2、譲受人、W株式会社 代表取締役 X、住所、東京都練馬区南田中。</p> <p>譲渡人、Y、住所、広島市南区宇品東。</p> <p>所在地、大柿町●●字○○番○外3筆、合計面積、4,497m²。</p> <p>申請理由は所有権移転で、譲受人は「当該農地は南向きの遊休地であり太陽光発電事業用地として有効活用するため有償で譲り受ける。太陽光パネル765枚・発電力240kw」</p> <p>譲渡人は「当該地は長年耕作をしておらず、葦が生えて耕作できないため譲受人の希望に応じて有償で譲り渡す。」</p> <p>本申請は、転用面積が30アール越えであるため常設審議委員会案件となります。</p> <p>雨水経路については、配置図の南に駐車場があり、その横に排水口がありそこを利用して排水する予定とのことです。ただ現在は土が排水口を塞いでいる状況であるため、まず土砂を取り除き、また排水溝の手前に沈砂池を設置して土砂の流出を防ぐ計画です。</p> <p>沈砂池とは、流水中の土砂などを沈殿させて流れから除くための池です。</p> <p>現況を農林水産課の技師職員にも確認をしてもらっており、土地へ流入する流入口を塞ぐべきとの意見をもらい、譲受人にも助言はしております。</p> <p>御審議をお願いします。</p>
議 長	この案件につきましては、関係委員である中福委員の意見を伺いたいと思います。
中福委員	事務局の説明のとおり間違ひありません。よろしくお願いします。
議 長	御意見、御質問はございませんか。
室元委員	防音壁とありますが、騒音が発生するのですか。
永村書記	騒音というほどではないのですが、パワーコンディショナーを設置する箇所が近隣の住宅と近いため、防音壁を設置されるとのことです。
議 長	設置に当たって、現在の土地の状況のままで柱を立てると聞いています。葦が伸びることも踏まえて管理が不安です。
中福委員	そういういった問題について、会社に投げかけているのでしょうか。

永村書記	はい。3か月に1回草刈を行うとのことです。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。この2番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可相当といたします。事務局は、次をお願いします。
永村書記	番号3~12までは、同一会社が土地を譲り受け、太陽光への転用を行う案件ですので合わせて説明させていただきます。 番号3~12、譲受人、合同会社 Z 代表社員 a、住所、東京都調布市佐須町。 譲渡人、b 外9名、住所、広島市東区上温品。 所在地、大柿町●●字○○番外12筆、合計面積、8,519m ² 。 申請理由は所有者1名が地上権の設定で、外12名は所有権移転です。借人及び譲受人は「太陽光発電事業用地として有効活用するため有償で借り受け、譲り受ける。3工事区域あり太陽光パネル555枚・512枚・640枚・発電力240kW」 貸人及び譲渡人は「当該農地を相続により取得したが、遠方に居住しており適正な管理ができていなかった。借人及び譲受人の希望に応じて貸し付け、譲り渡す。」 本申請も転用面積30アール越えのため常設審議委員会案件となります。 また、雨水経路については、先月このエリアで同じく太陽光への転用申請があった案件と同じ方法になります。浸透トレーニングを土の中に埋め込み、その上に砂利を敷いて、ある程度雨水を一時的に貯めて徐々に自然乾燥するのを待つ方法です。 御審議をお願いします。
議長	この案件につきましては、関係委員である村上委員の意見を伺いたいと思います。
村上委員	事務局の説明のとおり間違ひありません。よろしくお願いします。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。

議長	採決に移ります。この3~12番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可相当といたします。 以上で5条の審議を終わりまして、議案第30号、非農地証明の申請について、事務局は説明をお願いします。
永村書記	議案30号、非農地証明の申請について。 農地法第2条第1項の規定により、次のとおり許可申請があつたので、農業委員会の議決を求める。 令和7年10月29日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。
	番号1、申請人氏名、c、住所、東広島市高屋町。 所在地、能美町●●字○○番 外4筆、合計面積は2,738m ² 。 申請理由は「平成27年頃までは母が耕作していたが、高齢となり耕作できなくなった。また、私が遠方に居住しており適正な管理ができず山林化してしまった。法務局に地目変更登記を行うため申請する。」 以上、御審議をお願いします。
議長	この案件につきましては、関係農業委員である室元委員の意見を伺いたいと思います。
室元委員	事務局の説明のとおり間違ひありません。よろしくお願いします。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。この1番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。
永村書記	番号2、申請人氏名、d、住所、広島市安佐南区西原。 所在地、沖美町●●字○○番 外1筆、合計面積は381.41m ² 。 申請理由は「申請地は、平成元年から管理が出来なくなり、山林の状態となってしまった。地目変更登記を行うため非農地証明を申請する。」 以上、御審議をお願いします。

議長	この案件につきましては、関係委員である清水委員の意見を伺いたいと思います。
清水委員	この場所は農道を挟んだ上と下の箇所になります。非農地で問題ないと思います。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。この2番の案件について、許可することに賛成の方は举手をお願いします。
委員	全員举手。
議長	全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。
永村書記	番号3、申請人氏名、e、住所、広島市中区舟入南。 所在地、能美町●●字○○番、面積は744m ² 。 申請理由は「申請地は、以前はみかんを栽培していたが、祖父母が亡くなり管理ができなくなり山林化してしまった。地目変更登記を行うため申請する。」 以上、御審議をお願いします。
議長	この案件につきましては、関係委員である田中委員の意見を伺いたいと思います。
田中委員	事務局の説明のとおり間違いありません。よろしくお願いします。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。この2番の案件について、許可することに賛成の方は举手をお願いします。
委員	全員举手。
議長	全会一致で許可といたします。 以上で今月の総会議案の全審議を終了しました。日程5の協議事項について、事務局は何かありますか。

永村書記

・先月総会で許可相当としました、大柿町●●字○○及び能美町●●字○○の30アール越えの太陽光発電施設の5条転用ですが、令和7年10月17日開催の第7回常設審議委員会で許可されることとして意義がない旨の回答をいただいたことを報告します。

・農業委員・推進委員のブロック研修会 11/13 広島市南区民文化センター
13:00~